

大規模地震発災時における電力供給の復旧手順等について (東京電力の例)

(1) 震度 6 弱以上を観測した地域

- ・ 震度 6 弱以上の揺れが観測された地域を対象に、電力供給設備（電柱、電線等の配電設備）を中心とした保安巡視を行う。
- ・ 個々の住宅・建築物等については、外観で損傷状況の確認を行う。
- ・ 損傷を確認した住宅・建築物等は住民の在宅確認を行い、在宅の場合は住民立会いのもと、漏電がないことを確認した上で復電を行う。不在の場合はメーター部分で電力供給を遮断し、不在箋を投函した上で需要者からの連絡を待つ。
- ・ 外観で特段の損傷が確認されない場合については、家屋内の確認は電気器具を含め行ってない。



<漏電の確認作業の例>

平成〇〇年〇月〇日

お客さま各位

〇〇電力株式会社 〇〇支社

電気供給に関するお知らせについて

この度は、〇〇地震に伴い皆さまに大変なご心配とご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。

電気供給に当たりまして、当地域は津波の影響による水害により漏電等の設備異常による火災の可能性がありますので、事前に設備の漏電検査を実施した上で順次送電を実施させて頂いております。

お客さま宅におかれましては、内線設備の安全が確認できませんでしたので**当社計量器の二次側の配線を切断しております**。電気ご使用の際は、再度漏電検査を実施した後に電気を送電させて頂きますので、下記カスタマーセンターまでご連絡を頂けますようお願い申し上げます。

〇〇電力〇〇カスタマーセンター **連絡先 〇〇〇〇-〇〇〇〇**

以上

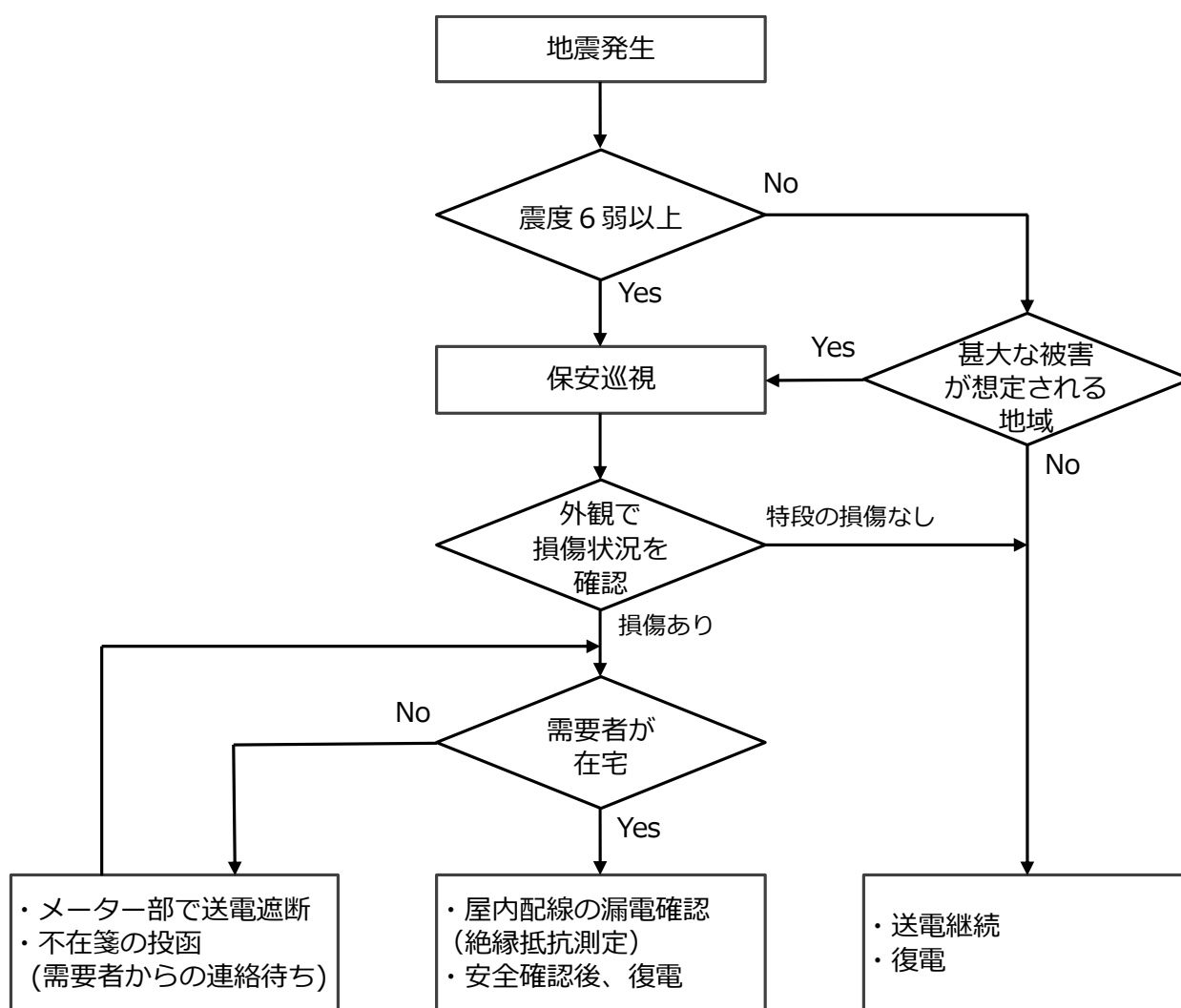
<不在箋の例>

(2) 震度6弱未満を観測した地域

- ・ 震度6弱未満の揺れが観測された地域の中で、甚大な被害が想定される地域※は、(1)と同様の保安巡視と復電作業を行う。
- ・ 停電が発生しておらず、電力供給設備に特段の損傷が認められない場合等については、電力供給を継続する。

※ 家屋の倒壊等に伴い電柱や電線が損傷する可能性がある場合等

《参考》地震時の電力供給・復旧の作業フロー（例）



(参考) 東日本大震災における復電後の電気に起因する出火が想定される例

出火場所		推定出火日時	推定出火原因	推定復電日時
宮城県	仙台市 青葉区	13日 14:30	・落下した書籍の電気ストーブへの接触	13日 14:23
	黒川郡 富谷町	14日 12:00	・セラミックヒーターへの可燃物の接触	14日 11:46
茨城県	土浦市	11日 23:04	・落下した可燃物の電気ストーブへの接触	11日 22:03
	水戸市	12日 16:43	・電気ストーブのコードが損傷しショート	12日 16:21
	水戸市	12日 21:58	・壁体内配線ショート	12日 20:12
	鉾田市	13日 16:20	・観賞魚用水槽の蛍光灯の落下	13日 15:56
	鉾田市	13日 21:55	・屋内配線の短絡	13日 17:49